関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三四号、第〇七一三・三五号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号及び第〇七一三・九〇号の項中「平成二八年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二八年一〇月一日から平成二九年三月三一日まで」に、「七〇、〇〇〇トン」を「七〇、〇〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成二八年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二八年一〇月一日から平成二九年三月三一日まで」に、「二七九、二〇〇トン」を「二五七、〇〇〇トン」に改める。

附　則

この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年九月二十八日
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十四号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第十七条第三項第二号及び第四十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「この項」の下に「及び第三項」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　法第十七条第三項第二号の政令で定める割合は、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定めるとおりとする。

一　法第十七条第一項の規定による認定（以下この項において単に「認定」という。）を受けた事業所について、その認定に係る事業が製造業その他の経済産業省令で定める種類の事業（以下この項において「製造業等」という。）であって、当該事業所において事業者が行っている電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況が優良なものとして経済産業省令で定める基準（以下この項において「優良基準」という。）に適合する場合　百分の八十

二　認定を受けた事業所について、その認定に係る事業が製造業等であって、当該事業所において事業者が行っている電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況が優良基準に適合しない場合　百分の四十

三　認定を受けた事業所について、その認定に係る事業が製造業等以外の事業であって、当該事業所において事業者が行っている電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況が優良基準に適合する場合　百分の四十

四　認定を受けた事業所について、その認定に係る事業が製造業等以外の事業であって、当該事業所において事業者が行っている電気の使用に係る原単位の改善に向けた取組の状況が優良基準に適合しない場合　百分の二十

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十八年十月一日から施行する。

（適用）

第二条　この政令による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令（次条において「新政令」という。）第二条第三項の規定は、平成二十九年度に係る電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十九号。次条第一項において「改正法」という。）第一条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十七条第一項の規定による認定（次条において「新認定」という。）を受けた事業所についての賦課金から適用する。

（賦課金に係る特例に関する経過措置）

第三条　平成二十八年度に係る改正法第一条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十七条第一項の規定による認定を受けた事業所が、平成二十九年度に係る新認定を受けた場合において、当該事業所が新政令第二条第三項第三号に該当する場合についての同号の規定の適用については、同号中「百分の四十」とあるのは、「百分の八十」とする。

2　前項の規定の適用を受けた事業所が、平成三十年度に係る新認定を受けた場合において、当該事業所が新政令第二条第三項第三号に該当する場合についての同号の規定の適用については、同号中「百分の四十」とあるのは、「百分の六十」とする。

経済産業大臣　世耕　弘成
内閣総理大臣　安倍　晋三

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年九月二十八日
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十五号

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十七号）の施行に伴い、この政令を制定する。

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項の表犯罪による収益の移転防止に関する法律第二十一条第一項第三号の項中「第二十一条第一項第三号」を「第二十二条第一項第三号」に改める。

附　則

この政令は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　山本　有二

省　令

○国土交通省令第六十八号

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十九号）の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の七第二項並びに道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十九条の六第二項及び第十九条の十（同令第十九条の十一においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、道路法施行規則及び高速自動車国道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

道路法施行規則及び高速自動車国道法施行規則の一部を改正する省令

（道路法施行規則の一部改正）

第一条　道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号ロ及び第四条の二第四項中「第四十七条の七」を「第四十七条の七第一項」に改める。

第四条の六（見出しを含む。）中「保管違法放置物件一覧簿」を「保管違法放置等物件一覧簿」に改める。

第四条の八の見出し中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改める。

第四条の十の二の次に次の二条を加える。

（交通確保施設）

第四条の十の三　法第四十七条の七第二項の国土交通省令で定める施設は、次に掲げるものとする。

一　一般交通の用に供する通路及びこれと同等の機能を有する建築物その他の施設

二　自動車駐車場及び自転車駐車場

（法第四十七条の七第二項の国土交通省令で定める要件）

第四条の十の四　法第四十七条の七第二項の国土交通省令で定める要件は、交通確保施設の整備又は維持管理を適切に行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有することとする。